

○内閣府、総務省、  
財務省、経済産業省 告示第二号

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、事業再生計画に記載された社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額についての減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることを確認するための基準を次のように定め、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行の日（平成二十五年三月十八日）から適用する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 新藤 義孝

財務大臣 麻生 太郎

経済産業大臣 茂木 敏充

1 株式会社地域経済活性化支援機構法（以下「法」という。）第三十四条の二第一項に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項の全てを満たすこととする。

一 当該減額の目的が、当該減額に係る確認を求めた再生支援対象事業者（法第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者をいう。以下同じ。）の事業の再生のために合理的に必要な償還すべき社債の金額についての減額を行うためであること。

二 当該減額に係る確認を求めた再生支援対象事業者を当該確認時点で清算した場合の当該社債の償還すべき金額を、当該減額を行った場合の当該社債の償還すべき金額が下回らないと見込まれること等、当該減額が、当該社債の社債権者にとって経済的合理性を有すると見込まれるものであること。

2 株式会社地域経済活性化支援機構は、前項各号に掲げる事項に該当するかどうかを確認するに際しては、当該再生支援対象事業者の事業再生計画（法第二十五条第二項に規定する事業再生計画をいう。以下同じ。）における当該社債に係る債務以外の債務の免除の状況その他の事情に鑑み、当該事業再生計画における当該社債に係る債務以外の債務の取扱いとの実質的な衡平についても十分に考慮するものとする。